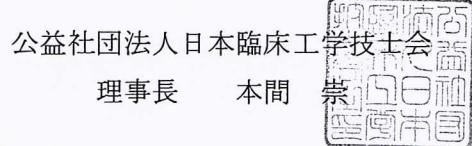


2020年4月9日

厚生労働大臣

加藤 勝信 様



新型コロナウイルス感染症に関する要望

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、会員一同の生命維持管理装置に関する知識・技能を活かし、地域における医療体制の確保に尽力させていただく所存でございます。

つきましては、下記の4点について、ご要望いたします。

記

1. 育児休暇取得中の臨床工学技士の活用について

育休中の者の一時的な復帰や育休終了の繰り上げなどにより人材不足の解消を図りたい。

つきましては、託児所の優先的な入所等に配慮をいただくとともに、保育料等に対する手当等、財政的支援についてもご検討いただきたい。

2. 退職後や転職後の臨床工学技士の活用について

退職や転職等により臨床現場を離れた者を一時的に現場復帰させることにより人材不足の解消を図りたい。休職中や無職の者、転職により医療機器企業や養成施設に勤務する者等、過去に医療機関で臨床工学技士として業務を行なった経験を有する者が対象と考えられます。これらの人材が、医療機関において非常勤や兼業等の形態で採用されるよう対応いただきたい。

当該人材については、都道府県の医療提供体制に併せ、都道府県等の確保により、臨床工学技士のマンパワーが不足する医療機関に出向させることも有効と考えます。

3. 医療機関に勤務する臨床工学技士への危険手当の支給について

従来より、臨床現場の手当については同一施設におけるリスクを有する多職種との比較では、その支給額や対象者が少ない等の課題が存在しています。特に、今般の重症肺炎治療にあたっては、人工呼吸やECMOを取り扱うことから感染リスクが非常に高いことから、臨床工学技士に対してもリスクに応じた危険手当の支給を求めます。

併せて、個人防護具の充足についても、早急にご対応をお願いします。

4. 国家試験合格者の取り扱いについて

先般、第33回臨床工学技士国家試験において2168名が合格しており、これらの大多数は医療機関において勤務を開始している。申請後、速やかな免許の発行をお願いします。

以上